

岩手県農山漁村地域整備交付金交付要綱

(目的)

第1 農山漁村地域の広範かつ多様なニーズを踏まえ、農林水産業の生産基盤、農山漁村の生活基盤及び防災機能等を総合的かつ効果的な整備を図るため、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知。以下「国実施要綱」という。）第2の2に規定する事業実施主体（以下「交付金事業者」という。）が、国実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、関係通達等に基づいて交付金事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により交付金を交付する。

(交付金の交付の対象及び交付額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付額は、別表第1のとおりとする。

(交付金事業に要する経費の配分及び交付金事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更にする。

- (1) 事業費の増減
- (2) 交付金事業に要する経費の配分の変更
- (3) 交付金事業の新設、中止又は廃止
- (4) 事業実施主体の変更

(申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第4の2 広域振興局長（以下「局長」という。）は、予算の執行の適正を期するため、交付金事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 交付金事業者は、交付金事業の全部又は一部を交付金の交付により実施する場合において、当該交付金の交付に当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該交付金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 交付金事業者は、交付金事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業の遂行状況に係る報告)

第5 交付金事業者は、交付金の交付の決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。以下同じ。）の末日現在における交付金事業の実施状況について、岩手県農山漁村地域整備交付金事業遂行状況報告書（様式第6号）により、当該年度の各四半期の最終月の翌月15日までに局長に報告するものとする。ただし、当該年度の各四半期の末日までに交付金事業が完了したときは、第7に規定する岩手県農山漁村地域整備交付金請求（精算）書（様式第5号）をもってこれに代えることができる。

(前金払)

第6 局長は、必要があると認める場合は、交付金を前金払することがある。

2 交付金事業者は、前項に規定する交付金の前金払を請求しようとするときは、岩手県農山漁村地域整備交付金前金払請求書（様式第7号）を局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

別表第1（第2関係）

| 交付対象事業 | | 経費 | 交付額 | 摘要 |
|---|----------------|---|---|----|
| 事業名 | 区分 | | | |
| 国実施要綱 第2の1の (2)の①の アの(ア)農地 整備 | 通作条件 整備 | 市町村が農地整備事業 を行う場合に要する経費 | 当該事業を行う場合に要 する経費の100分の50に相 当する額以内の額 | |
| 国実施要綱 第2の1の (2)の①の アの(ア)農地 整備 | 草地畜産基 盤整備事業 | 公益社団法人岩手県農業 公社が草地畜産基盤整備事 業を行う場合に要する経費 に対して市町村が補助する 場合に要する経費 1 草地整備型 (1) 基本施設整備事業 (2) 利用施設整備事業 2 畜産担い手総合整備型 (1) 基本施設整備事業 (2) 利用施設整備事業 3 草地林地総合整備型 (1) 基本施設整備事業 (2) 利用施設整備事業 | 当該事業を行う場合に要 する経費の100分の50に相 当する額以内の額 当該事業を行う場合に要 する経費の100分の50に相 当する額以内の額 当該事業を行う場合に要 する経費の100分の55に相 当する額以内の額 | |
| 国実施要綱 第2の1の (2)の①の アの(エ)農村 整備 | 畜産環境総 合整備事業 | 公益社団法人岩手県農業 公社が畜産環境総合整備事 業を行う場合に要する経費 に対して市町村が補助する 場合に要する経費 1 資源リサイクル事業 (1) 基本施設整備事業 (2) 利用施設整備事業 (3) ストックマネジメン ト事業 | 当該事業を行う場合に要 する経費の100分の50に相 当する額以内の額 ただし、利用施設整備事 業のうち、畜産高密度地域 かつ環境負荷脆弱地域にお いて整備されるエネルギー 等副産物利用施設整備、家 畜排せつ物燃焼処理施設及 びバイオ燃料生産・活用農 業用機械施設の整備費にあ っては100分の55に相当 する額以内の額、その他施設 整備（農機具庫整備、家畜保 護施設整備、周辺環境整備） にあっては3分の1に相当 する額以内の額とする。 | |

| | | | | |
|---|---------------|---|--|--|
| | | <p>2 草地畜産活性化事業 (1) 基本施設整備事業 (2) 利用施設整備事業</p> <p>3 新技術活用地域環境改善事業 (1) 基本施設整備事業 (2) 利用施設整備事業</p> | <p>当該事業を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額 ただし、利用施設整備事業のうち、牧場用機械施設整備にあつては3分の1に相当する額以内の額とする。</p> <p>当該事業を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額</p> | |
| 国実施要綱 第2の1の (2)の①の アの(イ)水利施設整備 | 小水力発電 設備設置 | 市町村、土地改良区その他知事が認める者が国実施要領別紙2運用5第1の1の(1)のキに掲げる小水力発電整備を行う場合に要する経費 | 当該事業を行う場合に要する経費の100分の75に相当する額以内の額 | |
| 国実施要綱 第2の1の (2)の①の アの(エ)農村整備 | 農業集落排水事業 | 市町村が農業集落排水事業を行う場合に要する経費 | <p>1 国実施要領別紙第4-1運用2第1の2の(1)及び(2)に規定する事業に要する経費の100分の50に相当する額以内の額</p> <p>2 国実施要領別紙第4-1運用2第1の2の(3)に規定する事業を行う場合は定額(ただし、機能診断にあつては一施設当たり200万円、最適整備構想の策定にあつては一市町村当たり800万円を上限とする。)</p> | |
| 国実施要綱 第2の1の (2)の①の イの(ア)森林整備事業 | 育成林整備事業 | 市町村が育成林整備事業を行う場合に要する経費 | <p>1 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設(林道の種類・規格の変更を含む。)又は改築 (1) 森林造成林道 当該事業を行う場合に要する経費の100分の51に相当する額以内の額</p> | |

| | | | | |
|--|---------------|------------------------------|--|--|
| | <p>林道改良事業</p> | <p>市町村が林道改良事業を行う場合に要する経費</p> | <p>(2) 峰越連絡林道 当該事業を行う場合に要する経費の 100 分の 51 に相当する額以内の額</p> <p>(3) (1) 及び(2) 以外の林道 当該事業を行う場合に要する経費の 100 分の 46 (過疎地域の市町村及び振興山村の地域にあっては、100 分の 51) に相当する額以内の額</p> <p>1 既設林道について構造の一部を改良する場合</p> <p>(1) 幹線林道 (当該林道に係る森林の利用区域面積 500ha (過疎地域の市町村及び振興山村地域にあっては、200ha) 以上) 当該事業を行う場合に要する経費の 100 分の 51 に相当する額以内の額</p> <p>(2) その他林道 当該事業を行う場合に要する経費の 100 分の 31 に相当する額以内の額</p> <p>2 既設林道について舗装を行う場合 (開設又は改築及び改良工事と同時に実施するものを除く。)</p> <p>(1) 幹線林道 当該事業を行う場合に要する経費の 100 分の 51 に相当する額以内の額</p> <p>(2) その他林道 当該事業を行う場合に要する経費の 30 分の 10.3 に相当する額以内の額</p> | |
|--|---------------|------------------------------|--|--|

| | | | | |
|-----------------------------------|---------------|-----------------------------------|---|--|
| | 林道点検診断・保全整備事業 | 市町村が林道点検診断・保全整備事業を行う場合に要する経費 | 当該事業を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額 | |
| 国実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ア)水産物供給基盤整備事業 | | 市町村が地域水産物供給基盤整備事業を行う場合に要する経費 | <p>1 基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地若しくは荷さばき所若しくは漁港浄化施設の整備を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額</p> <p>2 漁礁及び養殖場の整備を行う場合に要する経費の6分の5に相当する額</p> <p>3 増殖場の整備を行う場合に要する経費の100分の60に相当する額</p> | |
| 国実施要綱第2の1の(2)の①のウの(イ)のa漁業集落環境整備事業 | | 市町村が漁業集落環境整備事業を行う場合に要する経費 | 当該事業を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額 | |
| 国実施要綱第2の1の(2)の①のウの(イ)のc漁村再生交付金事業 | | 市町村が漁村再生交付金事業を行う場合に要する経費 | 当該事業を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額 | |
| 国実施要綱第2の1の(2)の①のエの(ア)のa海岸保全施設整備事業 | 高潮対策 | 市町村が行う海岸保全施設整備事業(高潮対策)を行う場合に要する経費 | 当該事業を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額 | |
| 国実施要綱第2の1の(2)の②効果促進事業 | | 市町村が効果促進事業を行う場合に要する経費 | 当該事業を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額 | |

別表第2（第7関係）

| 条 項 | 提出書類及び添付書類 | 様 式 | 提出部数 | 提出期日 |
|---------------------------------------|--|-------------------|----------------|--------|
| 規則第4条の規定による書類 | 岩手県農山漁村地域整備交付金交付申請書 1 収支予算書 2 地区別経費の配分表 3 その他局長が必要と認める書類 | 第1号 第2号 第3号 | 1部 1部 1部 | 別に定める。 |
| 規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類 | 岩手県農山漁村地域整備交付金事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 収支予算書 2 地区別経費の配分表 3 その他局長が必要と認める書類 | 第4号 第2号 第3号 | 1部 1部 1部 | 別に定める。 |
| 規則第13条第1項の規定による書類 | 岩手県農山漁村地域整備交付金請求（精算）書 1 収支予算書 2 地区別経費の配分表 3 その他局長が必要と認める書類 | 第5号 第2号 第3号 | 1部 1部 1部 | 別に定める。 |